

令和7年阿南市議会

第2回臨時会報告

令和7年11月28日開会

阿 南 市

令和7年阿南市議会第2回臨時会報告目録

- 報告第1号 訴えの提起に係る専決処分の報告について
- 報告第2号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

報告第1号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日

阿南市長 岩佐義弘

別記

専決第15号

専 決 処 分 書

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和7年10月23日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 訴訟当事者

- (1) 原 告 阿南市
- (2) 被 告

2 事件名

家屋明渡等請求事件

3 物件目録

- (1) 所 在
- (2) 家屋名称
- (3) 部屋番号

4 請求の趣旨及び原因の要旨その他特記事項

- (1) 被告は、原告に対し、「3 物件目録」記載の家屋を明け渡せ（ただし、訴えの提起までの間に被告が任意に明渡しに応じた場合を除く。）。
- (2) 被告は、原告に対し、滞納家賃を支払え（ただし、訴えの提起までの間に一部又は全部の弁済等があり請求する理由がなくなった場合には当該金額を除いた額を請求するものとする。）。

(3) 被告は、原告に対し、令和7年10月1日から「3 物件目録」記載の家屋明渡済みまで1か月当たり近傍同種の家賃相当額の金1万4,600円を支払え。

(4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(1)から(4)の判決並びに(1)から(3)に関する仮執行宣言を求める。

ただし、被告から和解の申出があった場合には、その条件いかんによっては、これに応じ和解することとする。

5 専決処分をする理由

阿南市営住宅条例（平成9年阿南市条例第25号）第43条第1項の規定により家屋の明渡しを請求したが、被告がこれに応じないため、家屋明渡等請求に係る訴えの提起をする必要がある。これが、この案件を専決処分にする理由である。

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日

阿南市長 岩佐義弘

別記

専決第12号

専 決 処 分 書

道路管理上の瑕疵に基づく事故に関する損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和7年10月14日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- 1 事故発生日時 令和6年7月25日（木）
午後2時頃
- 2 事故発生場所 阿南市中林町東50番1地先
- 3 和解の相手方 阿南市在住 1名
上記法定代理人
阿南市在住 1名
- 4 事故の概要 上記の日時及び場所において、相手方が自転車で市道を通行した際、グレーチング蓋に隙間があったため、タイヤをとられ転倒し、右膝を負傷させたとともに、相手方の所有する自転車に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 13万3,245円
- 6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

報告第3号

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日

阿南市長 岩佐義弘

別記

専決第13号

専 決 処 分 書

物損事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和7年10月15日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- 1 事故発生日時 令和7年7月28日（月）
午前9時15分頃
- 2 事故発生場所 阿南市富岡町あ王谷4番地先
- 3 和解の相手方 阿南市所在 1法人
- 4 事故の概要 上記の日時及び場所において、除草作業の際に、職員が使用する草刈機が跳ねた石により、相手方の所有する車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 13万5,410円
- 6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

報告第4号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日

阿南市長 岩佐義弘

別記

専決第14号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和7年10月20日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- 1 事故発生日時 令和7年9月26日（金）
午前8時5分頃
- 2 事故発生場所 阿南市横見町中川原82番3地先
- 3 和解の相手方 阿南市在住 1名
- 4 事故の概要 上記の日時及び場所において、公用車で市道を徐行で通過した際、相手方の所有するコンクリートブロック塀の笠木に接触し、これに損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 3万1,350円
- 6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

報告第5号

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日

阿南市長 岩佐義弘

別記

専決第16号

専 決 処 分 書

物損事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和7年10月23日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- 1 事故発生日時 令和7年9月1日（月）
午前9時18分頃
- 2 事故発生場所 阿南市那賀川町黒地766番地1
市営黒地団地駐車場内
- 3 和解の相手方 阿南市在住 1名
- 4 事故の概要 上記の日時及び場所において、救急隊員が相手方の車両内から傷病者を搬出する際、救急隊員の足が当該車両の左側サイドスポイラーに接触し、これに損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 9万2,420円
- 6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。